

貸 借 対 照 表

2020年3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
勘 定 科 目	金 額 (百万円)	勘 定 科 目	金 額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産	136,163	1. 流動負債	149,708
現金・預金	35,050	買掛金	27,161
受取手形	6	一年内償還社債	1,008
売掛金	47,245	短期借入金	44,457
製品	17,512	未払揮発油税等	26,924
半製品・仕掛品	1,176	未払金	16,911
原油	17,325	未払費用	4,191
未着製品	965	前受金	9,663
未着原油	11,640	預り金	15,527
貯蔵品	2,835	賞与引当金	429
未収入金	1,772	定期修繕引当金	2,118
その他流動資産	631	その他流動負債	1,315
2. 固定資産	89,441	2. 固定負債	28,958
(1)有形固定資産	62,784	社債	11,984
建物	2,734	長期借入金	8,064
構築物	9,016	役員退職引当金	626
油槽	3,249	退職給付引当金	86
機械及び装置	32,418	特別修繕引当金	3,124
船舶及び車両運搬具	108	定期修繕引当金	2,909
工具・器具及び備品	1,772	資産除去債務	2,136
土地	12,892	その他固定負債	28
建設仮勘定	592	負債合計	178,667
(2)無形固定資産	716	(純資産の部)	
借地権	164	1. 株主資本	46,950
商標権	0	(1)資本金	400
ソフトウェア	537	(2)資本剰余金	5
施設利用権	13	資本準備金	5
(3)投資その他の資産	25,940	(3)利益剰余金	46,544
投資有価証券	2,573	利益準備金	100
関係会社株式	18,344	その他利益剰余金	46,444
出資金	161	別途積立金	4,850
長期貸付金	7	繰越利益剰余金	41,594
差入保証金	1,790	2. 評価・換算差額等	△ 12
長期前払費用	766	(1) 其他有価証券評価差額金	△ 3
繰延税金資産	1,869	(2) 繰延ヘッジ損益	△ 9
前払年金費用	425	純資産合計	46,937
その他投資	1		
貸倒引当金	△ 0		
資産合計	225,605	負債及び純資産合計	225,605

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

項 目	金 額	金 額
	(百万円)	(百万円)
売 上 高		633,415
売 上 原 価		636,375
売上総損失		2,960
販売費及び一般管理費		18,760
営業損失		21,720
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	420	
為替差益	386	
先物取引収益	538	
その他営業外収益	409	1,755
営業外費用		
支払利息	863	
その他営業外費用	747	1,610
経常損失		21,575
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	851	
受取補償金	207	
その他特別利益	2	1,080
特別損失		
固定資産除却損・撤去費	229	
減損損失	207	
その他特別損失	8	445
税引前当期純損失		20,941
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	△ 971	△ 968
当期純損失		19,972

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

単位：百万円

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	
		資本 準備金	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	400	5	100	4,850	62,927	68,283	610	△ 51	68,841
会計期間中の変動額									
剰余金の配当					△ 1,360	△ 1,360			△ 1,360
当期純損失 (△)					△ 19,972	△ 19,972			△ 19,972
株主資本以外の項目の 会計期間中の変動額(純額)							△ 613	41	△ 571
会計期間中の変動額合計	-	-	-	-	△ 21,332	△ 21,332	△ 613	41	△ 21,904
当期末残高	400	5	100	4,850	41,594	46,950	△ 3	△ 9	46,937

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	-----	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	-----	償却原価法(定額法)
その他有価証券 時価のあるもの	-----	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出
時価のないもの	-----	移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

----- 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法 製品、半製品、仕掛品、原油、貯蔵品

----- 主として月別総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

未着製品、未着原油

----- 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

----- 定額法

(2) 無形固定資産

----- 定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は各期の発生額を発生翌期から従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 特別修繕引当金

将来支出する修繕費用に備えるため、消防法により定期開放検査が義務付けられた油槽に係る点検修理費用の見積額に基づき計上しております。

(6) 定期修繕引当金

将来支出する機械装置等の修繕費用に備えるため、定期点検修理費用の見積り額に基づき期間に応じて計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

但し、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理としております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

建物	1,532 百万円
構築物	7,540 百万円
油槽	3,084 百万円
機械及び装置	30,554 百万円
船舶及び車両運搬具並びに工具・器具及び備品	629 百万円
土地	3,838 百万円
	<hr/>
	47,180 百万円

上記に対する債務

短期借入金	620 百万円
長期借入金	3,834 百万円
社債	8,000 百万円
	<hr/>
	12,454 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 181,139 百万円

3. 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接減額した圧縮記帳累計額

建物	96 百万円
構築物	601 百万円
油槽	112 百万円
機械及び装置	1,660 百万円

4. 保証債務 4,710 百万円
(内、関係会社に対する債務保証 3,052 百万円)

5. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	4,883 百万円
短期金銭債務	20,592 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引高

売上高	47,212 百万円
売上原価	1,321 百万円
販売費及び一般管理費	7,151 百万円
計	<hr/>
	55,685 百万円

営業取引以外の取引高 158 百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
SS	善明寺SS (和歌山県和歌山市) 他2箇所	土地	207 百万円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、SSについては1SS毎、遊休資産については原則として1物件毎を基本単位としてグルーピングしております。

予想以上の地価の下落や事業環境の悪化、及び撤退方針の決定などにより、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

用途ごとの減損損失の内訳

SS	207 百万円
(内、土地)	207 百万円)

SS資産グループの回収可能価額については、主として使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算出しております。

遊休資産グループの回収可能額については、主として正味売却価額により測定しております。なお、土地についての正味売却価額は、主として路線価による相続税評価額または固定資産税評価額に基づく評価額によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数

	当期首株式数	当期増加数	当期減少数	当期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,000,000	—	—	8,000,000	
合計	8,000,000	—	—	8,000,000	

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,360	170.0	2019年3月31日	2019年6月27日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	928	116.0	2020年3月31日	2020年6月29日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
定期修繕引当金	1,531 百万円
特別修繕引当金	951 百万円
資産除去債務	669 百万円
減損損失	429 百万円
減価償却超過額	248 百万円
賞与引当金	130 百万円
繰越欠損金	5,649 百万円
その他	446 百万円
繰延税金資産小計	10,057 百万円
評価性引当額	△7,833 百万円
繰延税金資産合計	2,223 百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	142 百万円
その他	211 百万円
繰延税金負債合計	353 百万円
繰延税金資産の純額	1,869 百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については主に銀行借入や社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券及び上場株式については決算時に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	35,050	35,050	—
(2) 売掛金	47,245	47,245	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	804	804	—
(4) 買掛金	(27,161)	(27,161)	—
(5) 未払揮発油税等	(26,924)	(26,924)	—
(6) 未払金	(16,911)	(16,911)	—
(7) 預り金	(15,527)	(15,527)	—
(8) 短期借入金 (*2)	(39,056)	(39,056)	—
(9) 長期借入金 (*2)	(13,466)	(13,475)	△ 9
(10) 社債 (*3)	(12,992)	(13,029)	△ 37
(11) デリバティブ取引 (*4)	(△ 13)	(△ 13)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 貸借対照表上、短期借入金に含めて表示しております1年以内返済長期借入金(5,401百万円)は、長期借入金に含めております。

(*3) 一年以内償還社債(1,008百万円)は、社債に含めております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払揮発油税等、(6) 未払金、(7) 預り金、並びに(8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、当該長期借入金の元利金の合計額(*)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(*)金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金(下記(10)参照)については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額。

(10) 社債

社債の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(11) デリバティブ取引

これらの時価につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。但し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。また、為替予約等の振当処理によるもの(予定取引に係るものは除く)は、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,769百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難とみとめられるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式(貸借対照表計上額 18,344百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難とみとめられるため、記載しておりません。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社の事業用資産の一部は、土地所有者との事業用定期借地権契約や土地賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

事業用資産の使用見込み期間を5年から40年と見積り、割引率は、当該使用見込み期間に見合う国債流通利回り(0.0%~2.3%)を使用して資産除去債務を算出しております。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,268百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	29百万円
資産除去債務の履行による減少額	△60百万円
時の経過による調整額	33百万円
その他	△73百万円
期末残高	<u>2,196百万円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引高	科目	金額
親会社	太陽商事株式会社	(被所有)44.9%	当社株式の保有	資金取引(注3)	—	預り金	4,490
子会社	太陽石油販売株式会社	100.0%	当社石油製品の販売	石油製品の販売(注1)	46,183	売掛金	3,443
	南西石油株式会社	100.0%	石油製品等の保管受払業務の委託	石油製品等の保管受払業務の委託(注2)	4,042	未払費用	442
				資金取引(注3)	—	預り金	5,000
太陽インターナショナルプライベートリミテッド	100.0%	原料調達、石油製品販売の仲介、資金借入等銀行取引の債務保証	— 債務保証(注4)	— 3,052	買掛金 売掛金 —	6,935 1,385 —	

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
2. 設備投資額及び設備維持に係る経費等を勘案し、取引条件を決定しております。
3. 預託金に関する支払利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 当社は、太陽インターナショナルプライベートリミテッドが行う銀行取引に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,867円18銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 2,496円62銭 |

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

太陽石油株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関口 茂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須山 誠一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽石油株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上